

## 第2章 共に生きる活力ある福祉コミュニティづくり

### 1 生活課題の解決に向けた活動への県民の積極的参加

- 福祉コミュニティは、県民や様々な団体が主体的に参加し、共に築き、支え合って創り上げていくものです。
- 福祉コミュニティが形成されるためには、社会を構成する一人ひとりの個性が尊重され、福祉という共通の価値観を共有し、共に生きるという考え方に立って、地域において様々な形でお互いを支え合うことが必要です。
- 地域福祉の推進においては、県民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、地域における県民の自主的な活動と公的なサービスとの連携を図っていく必要があります。
- 増大、多様化する福祉ニーズに柔軟かつ適切に対応するためには、県民もこれまでの「福祉は行政が行うもの」という意識を変えて、地域社会の全構成員がパートナーであるとの考えに立ち、安心の地域づくりに参加することが重要です。
- パートナーシップとは、民間相互のパートナーシップのみでなく、公民のパートナーシップとして行政及び地域社会の構成員が相互に理解し合い、相互の長所を生かし、「協働」することです。(パートナーシップ型住民参加)
- なお、地域福祉活動において公と民の役割分担を進めるにあたって、公行政の役割はいささかも減じるものではなく、福祉サービスを必要とする人が確実に受けられるように、その体制を整備する役割を担っています。

### 2 生活関連分野との連携

- 地域福祉の推進のためには、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要となります。
- 生活課題に対応する施策は、個別には既に存在しているものも多いのですが、これらに新しいアイデアを取り入れてシステム化し、NPO等が起業しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 現在、一部の地域で実施されている地域密着型コミュニティビジネスは、地域の生活課題に柔軟に対応できるもので、今後、地域福祉活動の中で、すべての住民が同じ社会の構成員として包み込み、支え合っていくための手段としても注目されています。

## 第1節 地域福祉の総合的・計画的な推進

### 〔現状と課題〕

- 個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方にに基づき、生活課題を抱える住民一人ひとりを対象に、かつ、住民みんなで支え合う社会福祉を進めるには、社会福祉に対する住民の理解と協力が不可欠です。
  
- 市町村が策定（改定）する地域福祉計画は、手続き的に住民が参加した計画でなければ、法律的に計画として認められないこととされており、参加による住民の意識と行動の変容がその地域の福祉力を決定づけることとなります。
  
- 住民の福祉活動計画として、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画が策定・実施されています。  
地域福祉計画と地域福祉活動計画における地域福祉推進の理念や方向性は同じであることから、両者の一体的な策定（改定）が望まれます。

### 〔主要施策〕

- (1) 住民参加による市町村地域福祉計画の策定（改定）を促進します。
  
- (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定（改定）を促進します。
  
- (3) 市町村や市町村社会福祉協議会が計画の策定（改定）において必要とする情報提供や技術的助言を県社会福祉協議会と連携して行います。
  
- (4) 地域福祉計画を踏まえて、地域福祉推進に関する広域的、専門的な施策を実施することにより、各市町村の取組を支援します。

## 第2節 県民の主体的な参加の促進

### (1) 当事者の自主的な活動の促進

〔現状と課題〕

- 県民一人ひとりがその人らしい自立した生活を送ることができるようにするには、何よりも当事者を含めた県民の主体的な参加が不可欠です。
  
- 当事者は、サービス等に関する地域の実情を最も理解していることから、同じような課題を持つ者同士による自助集団の組織化や、その活動を支援することにより、地域福祉を担う大きな力となることが期待されます。

〔主要施策〕

- (1) 当事者自身が相談・助言などを行うピア・カウンセリングの普及を促進するとともに、ピア・カウンセラーの養成を行います。
  
- (2) 当事者同士による活動への参加を促進します。
  
- (3) 障がい児を持つ親の会の療育活動や相談活動を支援します。
  
- (4) 在宅認知症高齢者の介護家族者同士が情報を交換するための「介護者生活情報誌」の発行や、「認知症高齢者を抱える家族の会大分県支部」の活動を支援します。

## (2) 地域住民の自主的な活動の促進

### 〔現状と課題〕

- 高齢者や障がい者、介護や育児にあたる家族等と地域住民との交流を広げ、地域の中で孤立することがないようにしなければなりません。
  
- 公的サービスでは全部に対応することができない日常的な通院・通学・通園や買い物、配食、家事・介護などについて、住民の支え合い活動を充実することが求められています。高齢化率の高い小規模集落では、集落内では対応しきれない課題もあり、周辺集落との連携も必要となっています。  
また、都市部の高齢化が進む郊外住宅団地では、商店や病院が無くなったため買い物や通院が不便になっているところもあり、高齢者等にとっては住みにくい状況となっています。
  
- 地域住民による自主的な見守り活動の対象を、高齢者中心から障がい者や子育て中の親など要支援者全体に広げることが必要です。
  
- 災害発生時には、高齢者や障がい者等に対しては多大な支援が必要となることから、日常的な見守り活動の中で、災害発生時の安否確認、避難誘導のためのネットワークづくりなどについて話し合っておくことが重要です。

### 〔主要施策〕

- (1) 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、近隣住民、ボランティア等の地域福祉活動関係者が広く参加して、より身近な地域で住民の抱える課題にきめ細かく対応できる見守りや支え合い、生活課題解決のネットワーク活動の普及を図ります。
  
- (2) 住民主体の見守りや支え合いのネットワーク活動において対応が困難な問題に対して、関係機関が早期に対応する態勢の整備を図ります。
  
- (3) 老人クラブによる友愛訪問活動、愛育班や食生活改善推進協議会による健康づくり活動を促進します。
  
- (4) 地域住民の対話と交流の場づくりとして、公民館や老人憩いの家、隣保館等を活用して、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等によるサロン活動の普及を図ります。

### 第3節 多様な事業主体の参入促進

#### 〔現状と課題〕

- 利用者の幅広い需要に応えるためには様々なサービスが必要であることから、それぞれの主体の性格、役割等に配慮しながら、NPO、生協、農協、企業等の福祉サービス分野への参入を促進することが重要な課題となっています。
- 近年、高齢者の生活支援や障がい者の就業対策、商店街の振興などの地域の課題に対応し、住民が自らの手で問題解決を図るためにビジネスを立ち上げるケースが相次いでいます。
- 地域で様々な課題やニーズに対応する住民自ら取組むコミュニティビジネス等の社会的起業の立ち上げを支援することによって、行政が提供しにくいサービスを補い、女性や高齢者等の雇用創出につなげていく必要があります。

#### 〔主要施策〕

- (1) 生活支援サービスなども含めたコミュニティビジネス等の社会的起業への支援、そのために必要なアドバイザーの派遣などを行います。
- (2) 介護保険で不足する部分の上乗せ的なサービスの提供や介護保険のメニューにないサービスを独自に提供するなど、公的制度と民間事業、住民活動を組み合わせてサービスを提供する取組を支援します。
- (3) 住民参加型在宅福祉サービスの普及を図るため、活動に必要な知識と技術、団体の結成や運営の方法等の研修を実施します。
- (4) 社会福祉協議会やNPO等による福祉有償運送サービスや過疎地有償運送サービスの普及に努めます。

## 第4節 生活関連分野との連携

### (1) 教育との連携

#### ア 小学校などを拠点とした「居場所づくり」の推進

##### 〔現状と課題〕

- 学校や家庭だけでなく、地域で子どもを安心して育てる環境づくりが不可欠です。  
放課後に保護者がいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童を対象にした放課後児童クラブだけでなく、小学校などを拠点として子どもたちが好きなときに立ち寄ることができ、自由に過ごせる「居場所」づくりが各地域で活発になっています。
  
- 少年による非行や不登校などが社会的な問題となっていますが、様々な学年の友達や地域の大人との交流の機会となる「居場所」づくりは、地域で子どもを育て、子どもの視野を広げる「場」となるものです。

##### 〔主要施策〕

- (1) 学校等を活用して、子どもたちの「居場所」を整備し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援します。
  
- (2) 不登校児童生徒の早期対応やきめ細かな支援を行うため、学校、家庭、関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムの整備を図ります。

## イ 学習障がいなど発達障がいを抱える子どもへの支援、特別支援教育の充実

### 〔現状と課題〕

- 自閉症、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥・多動性障がい)などの発達障がいは、障がいそのものを完全に排除することが困難な場合が多い反面、早い時期に適切な診断を行い、適切な環境で療育すれば、二次的な障がいを予防し、社会への適応能力を高めることができるとされています。
- 児童生徒の障がいの重度・重複化や多様化、自閉症やLD、ADHDなど発達障がいがある児童生徒への対応など、一人ひとりのニーズに応じた教育が求められています。
- 在宅障がい児やその保護者等からの専門的な相談に応じることができる相談機関が求められています。

### 〔主要施策〕

- (1) 特別支援教育に関する研究や研修の充実を図ります。
- (2) 市町村が実施する乳幼児の健康診査等を通じて障がいの早期発見・診断につなげるとともに、適切な療育を行います。
- (3) 早期教育の重要性から、幼稚園での特別支援教育の充実に努めます。
- (4) 特別支援学校では、その専門性を生かして、地域の障がいのある子どもについての教育相談機能の充実に努めます。

## (2) 子育てと仕事の両立のための就労環境の整備

〔現状と課題〕

- 内閣府が平成21年3月に実施した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と顧客ニーズに関する意識調査」では、生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活等」の優先度について、「仕事」優先を希望する人は、1.6%にすぎないが、現実には4割以上が「仕事」優先となっており、理想と現実のギャップは大きくなっています。
  
- ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、仕事と子育てを両立させたいと希望する男女が増加する一方で、女性は結婚や出産を契機に仕事を辞めざるを得ない環境、男性は仕事優先の環境が依然として存在しており、非常に大きな課題となっています。
  
- 育児休業を取得しやすい職場の体制や雰囲気づくり、子育てのための時間確保などにより、女性の継続雇用、男性の子育て参加を支援することが必要です。
  
- 母子家庭の母親の就業を支援し、母子家庭の自立を促進する必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 企業に対し育児休業制度の周知・啓発を行い、男性の育児参加が進むことで企業のメリットを生み出すことを広く周知するためのセミナーなど先進事例の情報を提供し、企業の意識改革を図るとともに、子育てしやすい職場環境の整備を図ります。
- (2) フレックスタイムやSOHO（ソーホー：在宅や小規模な事業所での勤務）、テレワーク（情報通信を利用した在宅勤務等）など柔軟な勤務形態や多様な働き方を普及・促進するとともに、子育てしやすい就労環境の整備を図ります。
  - ア 妊娠、出産等を理由として退職した人に対する再雇用制度の普及に努めます。
  - イ セミナーの開催等により再就職を希望する人への支援を行います。
- (3) 女性の就労継続に向け、子育て中の男女がともに子育てができるように、勤務時間の短縮や子どもの看護休暇などの制度普及に努めます。
- (4) 男性の子育て支援を奨励し、モデル的な取組を行う中小企業に助成金を支給するとともに、取組を広く周知することにより、社会的機運の醸成を図ります。
- (5) 企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、策定支援を行うアドバイザーを派遣するとともに、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証企業の拡大を図ります。
- (6) 平成22年度から26年度までを計画期間とする「大分県ひとり親家庭自立促進計画（第2次）」を策定し、ひとり親家庭の抱える問題等を把握しながら、自立を総合的に支援していきます。
- (7) 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、母子家庭の母や寡婦の就業や資格取得等を支援します。

### (3) 高齢者、障がい者等の活力を生かす雇用・就業機会の確保

[現状と課題]

- 平成21年6月1日現在、県内の民間企業における障がい者実雇用率は2.15%と全国第3位となっていますが、法定雇用率未達成の企業も4割程度あります。  
また、知的障がい者の雇用については、十分とはいえず、事業主の理解を広める必要があります。  
さらに、精神障がい者の雇用についても、精神障がい者に対する事業主の理解が不足しており、広がっていないのが現状です。
- 障がい者の雇用拡大に向けて、県・市町村が率先して取り組むとともに、民間企業に対して一層の理解と協力が得られるように働きかけていく必要があります。  
また、障がい者が職場に適応し、安定した生活が送れるようにするための支援を積極的に行うことが必要です。
- 雇用という形態にとらわれることなく、高齢者や障がい者等の就業機会を増やしていく必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 高齢者や障がい者等の雇用の安定と職域の拡大を図ります。
  - ア 労働局などと連携して、事業主に対し、高齢者・障がい者の雇用の充実についての普及・啓発や雇用の安定に関する支援策の普及を図るとともに、県でも福祉部門・商工労働部門・教育部門が一体となって支援に努めます。
  - イ 公共職業安定所などと連携して職業相談の充実に努めます。
  - ウ 障害者就業・生活支援センター事業や職場適応援助者（ジョブコーチ）事業を実施する大分障害者職業センターと連携して職場定着のための支援の充実に努めます。
  - エ 県が行う物品等の調達に当たり、障がい者を多数雇用する事業所から優先的に調達を行う制度の検討など、障がい者雇用の拡大に努めます。
  - オ ITを活用した就労を想定した実践的なパソコン講習を行います。
- (2) 労働関係機関等と連携して、事業主や社会福祉法人等の民間を活用した実践的な職業訓練を実施します。
- (3) 高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、持っている知識や経験等を生かして就労を希望する場合に、高齢者の意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を提供するシルバー人材センター事業を拡充します。
  - ア 実施地域や会員の拡大、受注確保のための広報・啓発に努めます。
  - イ 就業に必要な知識と技能の向上のための研修等を実施します。
  - ウ 高齢者の多様な働き方に応じた就業機会を確保するための相談・情報提供を行います。

#### (4) 生きがいづくりと社会参加の推進

[現状と課題]

- 県民誰もが社会とのつながりを保ち、生きがいを実感しながら充実した生活を送ることを願っています。  
特に、高齢者や障がい者の社会参加は重要であり、その促進を図る必要があります。
  
- 価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められています。  
経済社会の変化に対応して、新たな知識や技術をいつでも学ぶことができるように、情報や学習の場を提供することが必要です。
  
- ボランティア活動は、自己実現への要求や社会への参加意欲を充足させ、地域連帯や相互扶助の気運を醸成します。
  
- 公園でくつろぎながら、子どもたちを見守る「居るだけボランティア」、寝たきりでも電話で安否確認する「寝たきりボランティア」など、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に参加できる活動環境を整備し、誰でも困っているときに自然に手助けできるような社会を作っていく必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 県民の多様な生涯学習需要への対応を通じて、福祉学習やボランティア体験の機会の充実を図ります。
- (2) 地域に密着した生きがい活動の拠点として、老人憩いの家、軽作業所、隣保館等の利用を促進するほか、公民館や学校の余裕教室等の有効利用についても検討します。
- (3) 気軽に生きがい活動に参加できるよう、地域レベルでの広報活動や仲間づくりのための情報提供の充実を図ります。
- (4) 豊の国ねんりんピックや大分国際車いすマラソン大会の開催など、高齢者や障がい者のスポーツの振興に取組めます。
- (5) 障がい者団体で構成する障害者社会参加推進センターが行う「障がい者（児）秋の交歓会」や「障がい者週間福祉大会」の開催などを通じて、障がい者自らによる様々な社会参加を推進します。
- (6) 高齢者の社会参加や地域づくりに貢献する老人クラブ活動を促進します。
- (7) 住民参加の福祉活動をはじめ、防犯・防災活動や河川敷・公園の管理など、地域活動の促進を図ります。
- (8) 農山村で暮らす高齢者がその経験や技術を発揮できるグリーンツーリズムの推進などを通じて、生きがいづくりと社会参加の「場」の提供に努めます。

## (5) 防犯・防災対策の推進

[現状と課題]

- 高齢者や障がい者など災害時要援護者の避難支援にあたっては、必要な支援を的確に実施できる体制の構築が必要です。
- 要援護者に対する日常の見守りや緊急時の連絡、安否確認、災害時の避難誘導、救助などについて、地域ぐるみで取り組むことが求められています。
- 緊急通報体制を充実するとともに、施設の防犯・防災体制における地域住民等との相互支援・連携体制を強化する必要がある。
- パソコン、携帯電話のメール機能を利用して、高齢者の徘徊による行方を情報提供する「大分県警察電子メール情報配信システム」(まもめーる)をより効果的なものとするため、会員の拡大が必要です。  
また、聴覚障がい者が警察や消防・救急の出動要請ができるシステムの普及も必要です。
- 施設においては、地域との連携を図りながら、防犯・防災体制を充実強化することが重要です。
- 自主防犯意識や地域防犯力向上のため、地域の自主防犯ボランティアの活動に対する支援が必要です。

〔主要施策〕

- (1) 市町村が要援護者と身近に接している自治委員、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要援護者に係る情報の把握・共有、災害時の安否確認や連絡体制の整備ができるよう支援します。  
また、災害時要援護者が安心して避難生活を送れる福祉避難所の指定を促進します。
- (2) 大規模な災害の発生時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、大分県ボランティア・市民活動センターなどと連携し、災害ボランティアネットワークの整備に努めます。
- (3) 自治体関係部局、施設管理者と連携して、犯罪の防止に配慮した環境の整備（施設の構造・設備の改善、防犯設備の整備）を推進します。
- (4) 子どもの緊急避難場所として指定している「子ども連絡所」の活動を支援します。
- (5) 緊急通報体制を充実するとともに、施設の防犯・防災体制における地域住民等との相互支援・連携体制ができるよう指導します。
- (6) 認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組み（ネットワーク）を活用してその居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど、家族が安心して介護できる環境の整備を図ります。
- (7) 自主防犯ボランティア団体の活動を支援するため、「大分県警察電子メール情報配信システムまもめーる」等を通じ、自主防犯活動に必要な防犯情報の提供に努めます。

## 第5節 すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進

### (1) 福祉のまちづくりの総合的な推進

〔現状と課題〕

- 福祉施設や病院ではなく在宅生活への志向の高まりに伴い、様々な障がいを持ちながら地域で生活する人の割合は、今後ますます顕著になると考えられます。
- 年齢や障がいの有無等に関わらず、すべての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるようにハード及びソフト面の様々なバリアを取り除く「福祉のまちづくり」への取組が必要です。
- これまで、健常者を基準に作られてきた建物や道路、サービス、情報、制度などの社会システム全体を「はじめから」、「だれもが利用しやすいように」することが新たな社会の要請となっており、こうしたユニバーサルデザイン（UD）の考え方を基本にした社会づくりを進めることが重要です。
- バス等公共交通機関の廃止や減少等により、買い物や通院などの移動手段の確保が必要となっています。

〔主要施策〕

(1) 「大分県福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての県民が自由に安心して行動できるようにするため、「ユニバーサルデザイン」の理念により、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

(2) 県民、企業・団体、行政が連携・協働して取り組むための目安として策定した「おおいた・ユニバーサルデザイン推進基本指針」に基づいて、より多くの人が暮らしやすい社会づくりを目指します。

ア ホスピタリティ・マインドやボランティアの醸成（こころのUD）

イ 公共施設や民間の公共的施設、交通基盤等の一体的な整備（まちのUD）

ウ 誰もが共用でき、使いやすい製品の研究開発、利用促進（もののUD）

エ 接客技術の向上、観光などホスピタリティ産業の育成（サービスのUD）

オ ICT（情報通信技術）を活用した多様な媒体による情報提供、コミュニケーション支援（情報のUD）

カ 誰もが社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加できる機会の確保（制度や仕組みのUD）

(3) 地域や職場等で率先してUDを取り入れた活動を行う人材や団体の育成策を検討します。

(4) 県内各地域の特性に応じて、市町村が取り組む、通院・買い物・通学などの地域住民の日常生活を支える持続可能な公共交通の確保を支援します。

また、社会福祉協議会やNPO等による福祉有償運送サービスや過疎地有償運送サービスの普及を図るなど、地域の支え合いによる移動手段の確保を促進します。

## (2) 生活環境のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

### 〔現状と課題〕

- 県では、高齢者や障がい者等が円滑・安全に利用しやすいようにするため、県立施設や民間の公共的施設の改善を行うとともに、リフト付きタクシーなどの普及に対する助成、歩道の改良、音響信号機の整備などを行ってきました。
- 福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）により、民間施設のバリアフリー化を一層促進する必要があります。
- 旅客施設などの改善については、バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づき、ノンステップバス等の普及等に対する助成を行うとともに、公共交通事業者が高齢者や障がい者等が公共交通を利用しやすい環境整備を求めていく必要があります。
- 高齢者や障がい者が在宅サービスを利用しながら自宅で生活を続けていくためには、転倒などの事故を未然に防ぎ、生活しやすいように住宅の改修を進めることが必要です。
- 公営住宅や民間賃貸住宅についても、高齢者や障がい者、子育てに配慮した住宅を整備していく必要があります。

〔主要施策〕

- (1) 不特定多数の者が利用する公共的施設の出入口のスロープや、障がい者をはじめ誰もが利用できるトイレの設置などの改善整備を促進します。
- (2) 公共交通機関の改善整備について、公共交通事業者に積極的な協力を求めるとともに、道路・交通安全施設の改善整備を図ります。
- (3) 盲導犬の給付や介助犬、聴導犬の利用促進を図るとともに、身体障がい者補助犬について県民への理解を促進します。
- (4) 施設等のバリアフリーに関する情報を県民に積極的に提供するため、ホームページの充実を図ります。
- (5) 高齢者及び障がい者の身体状況や介護者に配慮し、自立支援の観点に立った住宅改造を推進するため、住宅の改造費用に対して助成します。
- (6) 高齢者や障がい者の入居に適した公営住宅の改善整備を図ります。
- (7) 高齢者仕様の住宅を低廉な家賃で供給する場合に、建設費の一部や家賃の減額に対する補助を行う「高齢者向け優良賃貸住宅制度」の導入を促進します。
- (8) 高齢者に対して入居可能な住宅情報を提供する「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度」の機能を充実します。
- (9) 子育てがしやすい住環境を整備するため、狭小な既存公営住宅の建替え、改善を進めるとともに、家族向けの広くゆとりのある特定優良賃貸住宅の建設を促進します。

### (3) 情報・コミュニケーションのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

#### [現状と課題]

- 近年のICT（情報通信技術）の急速な進展により、自宅に居ながら世界とつながり、他の人とコミュニケーションをとったり、必要な情報の収集や発信を簡単に行うことができるようになりました。
- インターネットや電子メールなどを通じてできる人と人とのつながりは、互いの年齢や障がいの有無をあまり意識せずにコミュニケーションがとれることから、より広がりのある人間関係の形成が期待できます。
- ICTの活用で高齢者や障がい者も、趣味やボランティア、地域活動に気軽に参加でき、活動を通じて、NPOやコミュニティビジネスを起こすことも可能になります。
- 高齢者や障がい者が能力を発揮できるユニバーサル（共生）社会を実現するため、高齢者や障がい者がICTを積極的に活用するための施策が求められています。  
また、それぞれの障がい者の特性に応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保を進めていくことが重要な課題となっています。

#### [主要施策]

- (1) 点字図書、字幕付きビデオ、CD図書など視聴覚障がい者への情報提供サービスの充実を図ります。
- (2) 情報の提供を行うにあたっては、分かりやすい表現や漢字にルビをふったり点字版を作成するなど、障がい者に配慮したものとするように努めます。
- (3) 手話通訳、要約筆記などにより聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する人材を育成し、その活動を支援します。
- (4) 高齢者や障がい者等のいわゆる情報弱者に対し、講習会の開催などパソコンに気軽に親しめるための環境づくりを進めます。
- (5) 県などの公共機関のホームページには拡大文字や音声等の機能の充実を図るとともに、電子申請で利用できる手続や予約の可能な公共施設の拡大に努めます。
- (6) 加齢や障がいによる情報格差が生じないようにするため、ICT（情報通信技術）の活用にあたっては、個々の特性に応じた情報提供の充実を図ります。

#### (4) 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

##### [現状と課題]

- 県民一人ひとりがお互いの尊厳を認め合い、差別や偏見の解消に向け、障がい者や高齢者、子ども、女性など様々な分野において人権の大切さを訴え、「心のバリア」を取り除いていく必要があります。
- 子どものうちから、障がいの有無それ自体を個性として尊重し、他人を思いやり、ユニバーサルデザインを当たり前のことと捉える心を育むことが重要です。
- 県民一人ひとりがユニバーサルデザインの意識を持ち、「より多くの人のため」という視点に立って、みんなで生活環境や情報・コミュニケーション、もの、サービスなどをより良いものにしていく必要があります。

##### [主要施策]

- (1) 人権が尊重される社会づくりをすすめるために、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」の基本理念（自己決定・自己実現の尊重、差別の解消、共生社会の実現）を各種啓発行事を通して浸透を図ります。
- (2) 障がいや障がい者への理解を促進するための啓発や広報活動を行うとともに、障がいのある人とない人の交流とふれあいを促進します。
- (3) 毎月第三日曜日の「家庭の日」や三世代交流の普及・定着など、家庭や地域のふれあい交流を推進します。
- (4) 子どもが自分の人権を認識し、そこから相手の立場を尊重し、違いを個性として認識できるよう、学校や保育所などにおいて、人権教育の推進を図るとともに人権を大切にすることを育てます。
- (5) 子どものころからの男女共同参画に関する学習を推進するため、学校教育において男女平等を推進する学習を充実します。
- (6) 県民一人ひとりが他人に対して思いやる気持ちを持つ「心のユニバーサルデザイン」についての意識づくりを推進します。